

**箕面市立東生涯学習センター駐車場における
事業者公募要領**

平成26年（2014年）3月

箕面市教育委員会 生涯学習部 生涯学習センター・公民館担当

目次

- 1. 事業者の公募について … 3 ページ
- 2. 公募物件
- 3. 応募資格について
- 4. 使用許可の期間
- 5. 使用料等 … 4 ページ
- 6. 使用上の制限
- 7. 譲渡又は転貸の禁止
- 8. 使用許可の取消
- 9. 事業期間終了時等の取り扱い
- 10. 損害賠償 … 5 ページ
- 11. 応募申込みに関する事
- 12. 審査に係る事項 … 6 ページ

お問い合わせ先

〒562-0023

箕面市栗生間谷西3丁目1番3号 箕面市立東生涯学習センター

TEL 072-729-1145

FAX 072-729-9926

メールアドレス（応募説明会参加申込書、質問票の送信先）

higasi@maple.city.minoh.lg.jp

ホームページ（各種書類のダウンロード、質問に対する回答の掲載先）

<http://www.city.minoh.lg.jp//higashigakushuu/higasicyuuusyajyo.html>

1. 事業者の公募について

箕面市立東生涯学習センターでは、施設利用者用駐車場を効率よく運営するため、機械式駐車場の運営に関する提案を広く公募し、最も優秀な事業の提案をしていただいた事業者に駐車場の使用許可を行うために実施するものです。

2. 公募物件

- | | | |
|----------|----------------|----------------|
| (1) 施設名称 | 箕面市立東生涯学習センター | 駐車場 |
| (2) 構造 | 鉄筋コンクリート | 2階建て |
| (3) 所在地 | 箕面市粟生間谷3丁目1番3号 | |
| (4) 面積 | 屋上 | 538.03㎡ 既設11台 |
| | 地階 | 2071.32㎡ 既設33台 |
| | | 新設45台(予定) |

3. 応募資格について

応募資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (3) 応募書類の提出時において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 駐車場の管理運営に関する業務において実績があること。

4. 使用許可の期間

本事業は、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可により実施するもので、使用期間は、平成26年4月下旬から平成27年3月31日までとし、以後1年間毎の使用許可により5年間の更新を予定しています。

5. 使用料等

(1) 使用料

教育委員会が設定する基準額以上で、事業者評価基準に基づき選定された最優秀提案者の提案額をもって使用料とします。

(2) その他事業者が負担する経費

- ① 駐車場設備機器の設置費用
- ② 駐車場運営にかかるすべての経費（消耗品、通信費、保険料等）
- ③ 電気等使用料の実費相当額

6. 使用上の制限

- (1) 事業者は、当該物件を教育委員会が許可した用途以外の利用に供することはできません。
- (2) 事業者は、本事業において、善良な管理者のもと最善の注意をもって当該物件の維持保全に努めてください。
- (3) 事業者は、事業・用途に関連する各種法令を遵守してください。
- (4) 事業者は、当該物件の修繕、その他原型を変更しようとするときは、事前に書面をもって、教育委員会の承認を受けなければなりません。

7. 譲渡又は転賃の禁止

事業者は、事業に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、使用又は継承させることはできません。

また、その権利を担保に供することはできません。

8. 使用許可の取消

次の項目のいずれか該当するときは、使用許可を取消す場合があります。

- (1) 教育委員会において、当該物件を公用又は公共用のために必要とするとき。
- (2) 事業者が使用許可条件及び本募集要領の各条項に違反したとき。

9. 事業期間終了時等の取り扱い

事業者は、事業が終了したとき又は使用許可を取消されたときは、速やかに施設の原状回復を行い、教育委員会に対して円滑な施設の引き渡しを行うことを原則とし、引き渡し時の状態について教育委員会と協議の上で決定するものとします。

使用許可を取消された場合においては、当該取消によって生じた損失の補償を請求できないものとします。

10. 損害賠償

事業者は、駐車場の管理運営にあたり、教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

11. 応募申込みに関すること

(1) 事業者選定のスケジュール

項目	時期
募集要項等の配布	平成26年3月20日～3月27日
質問の受付	3月20日～3月28日
質問の回答	3月31日
応募書類の受付	4月1日～4月15日
審査（事業者の決定）	4月中旬（予定）
事務手続き	
駐車場設備機器設置	4月下旬～5月中旬（予定）
事業開始	5月20日（予定）

(2) 公募要領等の配布

配布期間：平成26年3月20日（木）から3月27日（木）まで

配布時間：午前8時45分から午後5時15分まで

配布場所：箕面市立東生涯学習センター

※箕面市ホームページからもダウンロードできます。

配布書類：東生涯学習センター駐車場における事業者公募要領

東生涯学習センター駐車場事業者公募に係る仕様書

申込みに必要な書類（様式1～13）

東生涯学習センター駐車場平面図

(3) 質問について

本公募要領に関する質問については、任意様式にて電子メールで送付してください。質問に関する回答要旨は、箕面市立東生涯学習センターのホームページに掲載します。

質問受付期間：平成26年3月20日（木）から3月28日（金）まで

質問回答予定：平成26年3月31日（月）

(4) 応募申込み手続き

申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。（郵送等不可）

受付期間：平成26年4月1日（火）から4月15日（火）まで

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

受付場所：箕面市粟生間谷西3丁目1番3号

箕面市立東生涯学習センター

(5) 申込みに必要な書類（下記の①～⑬は各1部、⑭はA4サイズ8部）

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 価格提案書（様式3）
- ④ 自己資本比率の状況（様式4）
- ⑤ 流動比率の状況（様式5）
- ⑥ 経常利益の状況（様式6）
- ⑦ 過去3年間の決算状況（様式7）
- ⑧ キャッシュフローの状況（様式8）
- ⑨ 企業の所在地（様式9）
- ⑩ 災害時応援協定等の締結実績（様式10）
- ⑪ 配置予定従事者の業務実績（様式11）
- ⑫ 同種の業務実績（様式12）
- ⑬ 品質ISO認証〈9001等〉の取得状況（様式13）
- ⑭ 事業提案書（任意様式）

※ 事業提案書には、駐車場設備機器の設置計画、駐車場の管理運営計画、駐車料金の設定、収支計画の4項目については必ず記載してください。

(6) 申込みに当たっての留意事項

- ・ 申込みに関して必要となる経費は、応募者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、選考結果に関わらず返還しません。
- ・ 現地説明会は、実施しません。現地確認をご希望のかたには、個別にご案内しますので、電話にてご連絡ください。

12. 審査に係る事項

(1) 審査

最優秀提案者を決定するにあたり審査する分野は次の3分野とし、それぞれ等分に配点し、総合評価にて決定します。

- ① 価格（当該物件の使用料に関する提案）
- ② 事業者（経営安定性、類似事業の実績）
- ③ 事業計画（運営計画、収支計画等）

(2) 審査結果の公表

結果については、文書で通知するとともに、箕面市立東生涯学習センターのホームページ上で公表いたします。